

平成27年 3 月 30 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市生活困窮者居住支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項及び第7条第2項第1号で規定された事業の実施について、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱及び加古川市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に定めるもののほか必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

ウ 本市における本事業の利用歴がないこと。

(2) 市長が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

(事業内容)

第3条 本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

(1) 本事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

(2) 利用開始時及び利用期間中において、必要に応じて利用者の健康診断及び健康医療相談を行うとともに、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

(利用期間)

第4条 本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、利用者に対するアセスメントの状況を踏まえ、市長が必要と認める場合は、6月を超えない範囲内で市長が定める期間とすることができる。

(宿泊場所の供与を行う施設)

第5条 本事業の宿泊場所の供与を行う施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 施設の構造は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。
- (2) 施設は、次の設備を設けたものであること。

ただし、事業を委託した場合で、受託者がその他の方法で担保できたと判断できる場合は、この限りではない。

ア 事務室

イ 宿泊室

ウ 浴室又はシャワー室

エ 便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

- (3) 施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置するものとする。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

(利用手続)

第6条 事業の対象者が本事業の利用を希望する場合にあつては、居住支援事業利用申込書(様式第1号)及び資産収入申告書(様式第2号)を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

(支援決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申込書等の内容を審査し、事業の利用が認められると判断した場合には、居住支援事業支援決定(変更)通知書(様式第3号)により、原則、自立相談支援機関を経由して利用者へ通知する。

2 前項で通知した利用期間を変更する必要がある場合は、変更決定を行い、前項の規定に基づき通知する。

(支援の中止)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、支援の継続が不適切または困難と判断した場合は、支援の提供を中止する。

- (1) 第2条の要件に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 他の利用者や施設等に迷惑をかける行為を行った場合、または法令等により禁止されている行為を行った場合
- (3) 市、本事業受注者及び自立相談支援機関(以下、「市等」という)の必要な指

示に従わない場合

- (4) 宿泊場所の供与を行う施設に帰所しない場合、または連絡が取れない場合など、所在不明となった場合
 - (5) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、他人に提供または自己都合により処分した場合
 - (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助（医療扶助を除く）の受給が決定した場合
 - (7) 安定した住居を確保する等支援の必要性がなくなった場合
 - (8) その他本事業の利用継続が困難と市等が判断した場合
- (その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。